

特別定額給付金の申請を受け付けています

■問い合わせ先 特別定額給付金 給付班 ☎(32)6966

4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

5月22日から順次、支給を開始しています。

特別定額給付金とは

- 対象者 4月27日現在、下野市の住民基本台帳に記録されているすべての方
 - 支給額 1人につき10万円
 - 支給方法 口座振込
 - 支給日 申請書受付日からおおよそ10日前後
- ※申請書に不備がある場合、確認作業のため振込が遅くなる場合があります。
- 申請期限 8月17日(月) (当日消印有効)



申請方法

郵送申請

- ①受給権者（世帯主）宛てに申請書が届く
 - ②申請書に振込先口座を記入
 - ③申請書、振込先口座の確認書類、本人確認書類の写しを返信
- ※返信用封筒を同封しますので、ご使用ください。

オンライン申請

- ①マイナポータルでの申請画面で振込先口座を入力
 - ②振込先口座の確認書類をアップロード（電子署名で本人確認できるため、本人確認書類は不要）
- 必要なもの 受給権者のマイナンバーカード、署名用電子証明書の暗証番号、マイナンバーカード対応のICカードリーダーまたはスマートフォン

給付金に関するQ&A

Q 給付金の金額はいくらですか？ 受け取るのは誰ですか？

A 給付対象者1人あたり10万円です。給付対象者世帯の世帯主が受給者となります。

Q 4月27日に生まれた子は対象になりますか？

A 対象になります。出生届をご提出のうえ、申請書にお子さまの氏名等をご記入ください。

Q 同じ世帯の家族の者が亡くなった場合、給付金はどうなりますか？

A 4月27日以降に亡くなられた場合は、給付の対象になります。

Q 代理人による申請はできますか？

A できます。申請書の裏面にある【代理申請(受給)

を行う場合】の欄に委任の内容を記載し、世帯主が署名してください。また、通常の必要書類に加え、代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

Q 4月28日以降に氏名変更をした場合、どうすればいいですか？

A 申請書には4月27日時点での氏名が記載されていますので、赤字で修正してください。なお、口座名義人と申請者氏名は一致している必要があります。ご注意ください。

Q DVで避難していますが、すでに加害者である世帯主に給付金が支給されてしまいました。給付金は受け取れませんか？

A 手続きをしていただければ、給付金を受け取ることができます。詳しくは給付班にご相談ください。

詐欺に要注意！

市役所や総務省の職員等になりすまし、「給付金を振り込むのでキャッシュカードや銀行口座番号を教えてください」と求めてくる不審な電話が、全国で報告されています。

市区町村や総務省などが、

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 手数料の振り込みを求めること

は、絶対にありません。怪しいと思ったら、迷わず相談してください。

相談先

新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120(213)188

消費者ホットライン ☎188 下野警察署 ☎(52)0110 警察相談専用電話 ☎#9110

